

## 部活動費・遠征費等事務取扱要領

各務原市立那加中学校

(目的)

第1条 この要領は、受益者負担の原則により各部保護者が徴収する部活動費や遠征費等に関し、会計事務の原則を定めることにより、部活動費等の事務の適正かつ効率的な処理を図ることを目的とする。

(部活動会計の定義)

第2条 この要領において部活動会計とは、次に掲げる会計をいう。

- 1 部活動費会計
- 2 遠征費会計
- 3 その他必要と認める会計

(取扱原則)

第3条 部活動費は、各部における諸活動の必要性から各部保護者会からの付託を受けて取り扱うものであり、誠実かつ適正に処理し、保護者会長と各部顧問(教職員)はその活用経過及び結果について保護者会に報告しなければならない。

(保護者会長の責務)

第4条 保護者会長は、部活動費等の取扱にあたっては、保護者負担の軽減と会計事務の透明性の確保に努めるとともに、部活動費等の取扱い全般について責任を負うものとする。

(各部保護者会)

第5条 保護者会長は、各部の運営に係る部費の予算案から保護者会での会計報告までの一連の会計事務について、適正かつ効率的な運営を確保するため、各部顧問(教職員)及び保護者会役員(会長・副会長・書記・会計等)を構成員とする「保護者会」を前期・後期各1回開かなければならない。

(予算案及び会計報告)

第6条 保護者会長は、各部顧問(教職員)と連携を図り、毎会計年度開始当初速やかに、各部活動計画(案)及びこれを実施するために必要な予算(案)を保護者会に諮り、承認を得なければならない。

(資金前渡、立替払)

第7条 資金の前渡し及び立替払いについては、公費の取扱に準じ、原則としてこれを認めない。

- 2 本来負担すべき保護者に代わり、顧問(教職員)が部費を立て替えてはならない。

(会計書類等)

第8条 収入・支出に係る事務は文書により起案し、事案ごとに保護者会長による決済を受けることを原則とする。

- 2 文書の保存期間は会計年度の翌年度から原則5年間とする。
- 3 支出金調書に基づかない預貯金の払出しは、これを認めない。(領収書添付)
- 4 支払いは、公費の取扱いに準じ、原則として口座振替によるものとする。

(預貯金の保管等)

第9条 部費は、金融機関等に保護者会名義の口座を設け、預貯金通帳で保管しなければならない。

- 2 預貯金口座の印鑑登録は、保護者会長の定める印で作成し、保護者会長が管理するものとする。

(監査)

第10条 保護者会長は、部費に関する監査のため、監査委員を置かなければならない。

- 2 原則として、監査委員は、教職員でない者を充てるものとする。
- 3 監査委員は、保護者会役員と兼ねない。
- 4 監査委員は、各部監査委員2名とする。

(決算報告)

第11条 保護者会長は、監査終了後速やかに決算(案)を保護者会に諮り、承認を得なければならない。

- 2 報告は、年度途中で中間報告書を、年度末に決算報告書を保護者に配付しなければならない。

(要領の改正)

第12条 この要領の改正は、部活動保護者会長会の過半数の賛成を得なければならない。

附則

この要領は、平成26年10月1日から適用する。